シンポジウム「モンゴル帝国の中国支配とその社会-石刻史料による成果と課題」 報告要旨

2010年12月12日に九州大学文学部で九州史学会と科学研究費"中国社会へのモンゴル帝国による重層的支配の研究"の共催で開催されたシンポジウム「モンゴル帝国の中国支配とその社会-石刻史料による成果と課題」の報告要旨を掲載させていただく。(発表順)

なお、当日は、報告終了後に、同じく科学研究費のメンバーである舩田善之(九州大学)が総括コメントをおこなった。

中国近世石刻研究の課題----その材料と方法をめぐっての回顧----森田憲司(奈良大学)

昨今の中国史研究は「石刻ばやり」とでも言えようか。回顧と展望の類に「石刻」の文字が目立つようになって長い。その背景には、資料へのアプローチの変化がある。石刻を利用するには、①原石、②写真、③拓本、④石刻書、の4つの材料があるが、石刻史料は典籍とは異なる独自のモノとしての取り扱いの難しさがあって、かつてはいずれについてもアプローチに困難があった。それぞれの状況が好転したことが隆盛をもたらした一因と言えよう。今回の報告ではまずそれを具体的に紹介する。

そして、そこには、他人が「読んだ」石刻を「読む」のではなく、自ら石刻を「読む」 ことによる研究の新しい展開というものがあった。もちろん、石刻史料の持つ、個別性、 同時間性といった史料的特性がまずあり、編纂史料の多い中国史料において、独自の世界 を有することや、場合によっては新出史料という魅力が加わることが、まず第一だが。

しかし、問題や限界がないわけではない。まず考えるべきことは、石刻と典籍史料とで利用方法に違いはないのかという点である。個別の石刻の文字列の中から有用な記事を探すだけであれば、典籍史料に新しい材料が加わっただけであり、そうした研究方向を否定はしないが、それが石刻研究なのだろうか。もちろん、石刻なるがゆえに残された文字列というものもあるが、その理解、利用には石刻学の基礎的な整理が必要に思われる。たとえば、中国の石刻関係図録においては、碑陰題名や宗派図といったものへの関心は、今でも低い。碑は「読む」ものであり、観賞するものであるようだ。それはさておき、<u>どのような</u>石刻に、<u>どのように</u>書かれているのか、そこから何がいえるのかと、考えを進めていくとき、石刻への命名、年代の比定など、目録記述の基本的なルールができあがっていないことがわかる。石刻へのアプローチが改善されつつある今こそ、その時期ではないかと考える。

ここでは、「近世」石刻という耳慣れない表現を用いた。宋代以降の中国史研究でも、石刻の利用はさかんではあるが、上述のような傾向はないだろうか。というより、より顕著ではないだろうか。『語石』や石刻書に代表される古典的な石刻学が分類学で、形式の出現

へ関心がおもむきがちであり、また、石刻がモノであるがゆえに、より「古い」ものに人々の関心は向くため、近世石刻への関心は希薄なことが、そこに見出される。たしかに近世においては、史料の「多さ」にゆえに石刻利用の必然性が少なくはあるが、石刻の諸形式が出揃い、残存する石刻の量も多い唐代以降においてこそ、基本的な整理が必要かつ可能であり、それを通じて石刻の持つ史料的特性をより有効に引き出していけるのではないか。

「答里真官人(ダーリタイ・オッチギン)位」の寧海州分地について 松田孝一(大阪国際大学)

太宗オゴデイ・カンは旧金朝領(「漢地」)の土地と人戸を丙申年(1236)に太祖チンギス・カン一族と功臣に分撥した。この「丙申年分撥」について、銭大昕以来(注1)、多数の研究があるが、その全体像を明らかにするにはなお付加すべき点がある。チンギス・カンの叔父、ダーリタイ・オッチギン家への分撥に関する問題がそのひとつである。ダーリタイ・オッチギンは、チンギス・カンの建国過程で反抗して殺され、その子タイナル・ヤヤが200戸を従える長として、カチウン家の奴隷とされた。

『元史』巻 95, 食貨 3, 歳賜条 (「元史歳賜条」)では、ダーリタイ・オッチギン位は、「丙申年」に分撥された「寧海州」の「10000 戸」を保有したと記録されている。その一方でオゴデイ・カンの記録、『元史』巻 2, 太宗本紀の「諸王、貴戚への分賜」への分撥記録 (「太宗紀分撥記録」)の中に、ダーリタイ・オッチギンへの分撥は記録されていない。この「元史歳賜条」と「太宗紀分撥記録」のダーリタイ・オッチギン家の記録の相違を説明するのが本論の主題である。

「丙申年分撥」の時には、まだダーリタイ・オッチギン家は分撥対象となるような「諸王」ではなく奴隷であったから、「太宗紀分撥記録」には記録されなかった。その後、タイナル・ヤヤ(2代目)やココチュ(3代目)は、雲南から侵入した南宋遠征、李璮の乱征圧にそれぞれウリャンハタイのもとで従軍し、その後に諸王に格上げされ(その直前にココチュは「千戸長」)、寧海州に分地と分民を付与された。

その分民数は、千戸長から諸王に格上げされた、チンギス・カンの異母弟のベルグテイとほぼ同じで、千戸(モンゴル兵数)の10倍の戸数(10倍がひとつの基準)であった。ダーリタイ・オッチギン家の諸王への格上げは、元朝のみならず、同時期、フレグのイル・ハン国でも同じく奴隷から諸王への格上げが行われている。元朝に倣ったのかもしれない。なぜ「元史歳賜条」で「丙申年分撥」の事例として記録されたのか。丙申年に「諸王、貴戚への分賜」が行われた際、分地、分民は、それぞれの「諸王、貴戚」の配下に細分された。ダーリタイ・オッチギン家はカチウン家に所属する奴隷の200戸長として、丙申年にはそれに相応した戸数(100戸、200戸程度)を受領していたのであろう。諸王昇格の際に数字を10000戸に書き換えた結果、分撥年については、最初の分撥された年代「丙申年」が引き継がれ、「元史歳賜条」に「丙申年分撥10000戸」が記録として残された。カチウン家に所属したダーリタイ・オッチギン家は、丙申年には寧海州ではなく、カチウン家の分地である、濱州、棣州地区内での戸数であったと考えられる。

注1 銭大昕『二十二史考異』86 (校点本, pp. 1416-1419)。

と再認識できよう。

モンゴル帝国の時代、探馬赤と呼ばれた軍団が各地に派遣されたことはよく知られている。その実体については古くから論争があり、国内外で数多くの研究がなされてきたが、松田孝一の研究 [松田「宋元軍制史上の探馬赤(タンマチ)問題」『宋元時代史の基本問題』、汲古書院、1996年]によって、ほぼ議論は決着を見たと言ってよい。それを踏まえれば、探馬赤とは、モンゴルの各千戸から一定人数を徴発し、その兵員と服属地域から徴発された兵員とで編成された混成部隊であり、辺境に駐屯して鎮戍軍となったものと定義される。だが、史料の不足から、探馬赤軍徴発の様相、服属地域の集団との融合、その後の状況など、具体的な探馬赤軍史を通史的に構築した研究はこれまでになかった。

近年、中国では各地の石刻史料を紹介する書籍が数多く発刊され、現地調査も比較的自由に行えるようになり、モンゴル時代、中国に展開したモンゴル諸王と各遊牧集団の活動について、編纂史料だけでは知り得ない諸相が明らかとなりつつある。そのような状況を踏まえ、本報告では、近年の石刻史料調査・研究から探馬赤軍史の構築を試みたいと思う。

第2代オゴデイの時代、フウシン族のタガチャル、ジャライル族のテムテイ率いる採馬赤軍団が、金朝遠征の先陣を切って山西から河南に攻め込んだ。金朝滅亡後、彼らは、山西の平陽から太原に至る地域に駐屯した。山西夏県の「忽失歹公神道碑并銘」によれば、忽失歹の父である朶忽朗は、もともとチンギス・カンの庶子コルゲンのウルスに所属していたが、徴発されてタガチャル軍に組み込まれ、金朝滅亡後に平陽の夏県に駐屯することになった。この石刻には、諸王の千戸から徴発された兵員の諸相が記され、探馬赤軍成立の一端が明らかとなる。

平陽の聞喜県に駐屯した後のタガチャルの軍団については、その地に残る「忽神公神道 碑銘」より、旧金朝領の住民から選抜された兵員が付属したことがわかる。タガチャルの 軍団は、モンゴル兵と漢人兵の混成部隊となっていたのである。また、平陽南東部陵川県 の西渓二仙廟には「重修真沢廟記」という碑刻が現存し、現地の有力者が刻されているが、 その中には、漢人の女性を妻とするモンゴル人の名が数名見える。これは、漢地に定着した探馬赤軍の部将と現地の人々との融合を示すものと言えよう。さらに、山西・河南に残る石刻には、元朝時代における彼らの軍事活動あるいは生活ぶりを記すものも少なくない。 洛陽から出土した「賽因赤荅忽墓誌」に記される、元末河南のチャガン・テムルの軍団は、探馬赤軍の後裔であった。元朝の命運が託されることになるこの軍団の中には、数多くの漢人も含まれており、混成部隊としての探馬赤軍は健在であった。探馬赤軍は、漢地でのモンゴル・漢人の共生を考える時、まさしく、元朝一代を通じて重要な軍団であった

碑から見た分地支配と社会――山西ジョチ家投下領の事例をもとに―― 井黒 忍(早稲田大学)

本発表では、山西省翼城県喬沢廟に現存する水利碑の分析を通して、モンゴル帝国期における華北投下領の支配形態および地域社会の具体像を考察する。

翼城県城の東南 7.5 kmに位置する喬沢廟は、翔皐山の裾野に湧き出る翔皐泉の神を祀る 祠廟である。廟内には元代建築の傑作と称される戯曲舞台のほか、水分配および祠廟建立 に関する 12 世紀から 20 世紀の碑刻 13 通が立石・鑲嵌される。このうち、本発表で注目す るのは、大定 18 年(1178)「大金絳州翼城県武池等六村取水記」、丁巳年(1257)「大朝断 定使水日時記」、至元 9 年(1272)「重修喬沢廟神祠並水利碑記」の 3 通である。

「大金絳州翼城県武池等六村取水記」の碑陰に刻された「大朝断定使水日時記」には、金・モンゴル交替期に勃発した灌漑用水をめぐる村々の争いに対して、平陽路都提河所が辛亥年(1251)に発した水争裁定の帖文が刻される。帖文冒頭には「皇帝福廕裏、抜都大王令旨裏」の文言が見える。周知の通り、当地はチンギス時代よりジョチの分地に設定され、バトゥによって継承された平陽路に属する。本碑からも平陽路の水利行政を委ねられた平陽路都提河所が水争調停に当たってバトゥの権威の基に帖文を発していることが分かる。なお、「重修喬沢廟神祠並水利碑記」にもその末尾に「令旨」の記載を確認することができる。

「大朝断定使水日時記」において、水争調停に重要な役割を果たすのは楊元帥、王十官人の両名である。楊元帥とは金末に翼城県をもってムハリに降った楊宜を指し、従弟楊琛らとともに漢人世侯楊氏は翼城県および近隣の要職を世襲した。この楊宜とともに金末の戦乱により荒廃した翼城県城および県内の村落の復興に努めたのが王十官人である。水争に際して両人は現地視察を行い、村落ごとの水分配期間を再設定するなど大きな役割を果たした。王十官人のほかにも、「重修喬沢廟神祠並水利碑記」には寧七官人の名が確認できる。楊宜ら漢人世侯に加えて、王十官人、寧七官人らによって分割支配される翼城県の状況は、ジョチ家投下領である平陽路の弊害を記した郝経「河東罪言」の信憑性を裏付ける格好の具体例となり得る。

また、辛亥年における水案裁定の根拠となったものこそ本碑別面の「大金絳州翼城県武池等六村取水記」であり、さらには乙未年(1235)より戊申年(1248)に至るまで毎歳官府の認可を得た用水帳簿および木牌の存在であった。ここで乙未年が起点とされるのは、同年に旧金朝治下に対して実施された戸口調査—乙未年籍の作成を背景とする。戸口調査と並行して民間レベルにおいても、乙未年を起点とする新たな秩序が形成されたことを物語る。なお、本水案中に見られる用水帳簿を毎年官府に提出し、管理部門が水利用許可の帖を発するという方法こそ、『長安志図』に記載される申帖制そのものであり、これまで制度的枠組みしか知り得なかった申帖制の具体的な姿を「大朝断定使水日時記」に確認することができる。